

日本科学者会議 京都支部ニュース

2月号 No.444

2021年2月12日発行

〒604-0931 京都市中京区二条通寺町東入榎木町95-3 延寿堂南館3階

Tel/Fax : 075-256-3132

E-mail : jsa-kbranch3132@mbox.kyoto-inet.or.jp

URL : <http://web.kyoto-inet.or.jp/people/jsa-k/>

ゆうちょ銀行振替口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：01050-6-18166

ゆうちょ銀行総合口座 加入者名：日本科学者会議京都支部 口座番号：14480-2800181

上記総合口座を他金融機関からの会費振り込みの受取口座として利用される場合は以下の内容を指定して下さい。

店名：四四八(読み ヨンヨンハチ) 店番：448 預金種目：普通預金 口座番号：0280018

・・・・・・・・ 目 次 ・・・・・・・・

- ◆ 支部財政の現状報告2
- 『日本の科学者』読書会1月例会(1/26)
12月号特集「これで良いのか日本の科学技術政策」3
- JSAについて思うこと(代表幹事・宗川吉汪)6
- 寄稿：震災復興とコロナ禍とオリンピック(左近拓男)8
- ◆ 2～3月の支部関連行事の案内9
 - ・原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会(ZOOM)(2/13)
 - ・『日本の科学者』読書会(ZOOM)(2/18)1月号特集「内部被ばくと核兵器廃絶」
 - ・福島甲状腺がんの真相を明らかにする2・23シンポジウム(ZOOM)(2/23)
 - ・『日本の科学者』読書会(ZOOM)(3/18)2月号特集「ベーシック・インカム」
- ◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより10

<赤字転落を避けるために会費完納をお願いします>

今年度も残り2ヶ月となりました。2月8日現在で今年度会費未納者が、一般会員202名中15名、若手会員7名中5名、若手特別会員10名中4名、また、昨年度会費未納者が一般3名、若手2名、若特1名おられます。2ページに示しましたように、今年度支部財政は赤字か黒字かの瀬戸際にあります。未納者には振込用紙を同封していますので、赤字転落を避けるために、至急年度内に完納していただくように切にお願い申し上げます。

(支部財政担当幹事)

京都支部の財政状況

<1月末段階での基本的財政関係数値>

- ・1月末の繰越金： 47万6984円（確定）
- ・2・3月の支出見込み： 44万0000円（現行家賃月4万円を含む）
- ・未納会費：2020年度：27名：30万6000円
2019年度：6名：5万9400円
合計：33名：36万5400円
- ・未払い支部活動費（幹事会や支部ニュース発行時の交通費と日当）
2018年度後期分：交通費：7万1120円，日当：10万1600円
2019年度前期分：交通費：7万1140円，日当：10万3200円
合計：交通費：14万2260円，日当：20万4800円
総計： 34万7060円
- ・新年度からの家賃改定：国土研のご厚意により毎月 2万5000円 に減額，更新料も不要。
- ・3月の支出抑制策：全国本部への会費納入を3月前納ではなく4月に当月納入とすれば，3月に約15万円の支出を一時的に抑えることが可能。

<現時点2月7日での変化>

- ・未納会費の追加納入：3名 4万3200円
- ・支部活動費のカンパ：5名の幹事からのカンパ：4万1640円

<説明>

- ・1月末の繰越金で2・3月の経常支出（支部活動費を除く）はまかなえそうです。
- ・一方，幹事への2018年度後期と2019年度前期の未払い支部活動費は，予算では，今年度に支払うことになっていて2月に支払う予定ですが，その総額は未納会費とほぼ同額となっています。
- ・この両者のバランスと3月の支出抑制結果によって支部会計は赤字となるか黒字になるかが決まりそうです。全国本部への会費納入を4月に繰り延べすることでかなりやり繰りできそうですが，赤字になる可能性は残ります。
- ・赤字が発生しそうな場合は3月の支部ニュース発行時に全支部会員へカンパを要請せざるをえないと思っています。その場合はよろしくお願い申し上げます。

（「幹事会・ワーキング会議だより」も参照願います。）

2021年2月10日

支部財政担当幹事・鈴木博之

『日本の科学者』読書会1月例会(1/26)の報告

2020年12月号特集:「これで良いのか日本の科学技術政策」

標記例会が1月26日(火)15時30分より17時30分までZOOMを用いて行われた。参加者6名。特集より以下の3篇の論文が取り上げられた。

野村康秀「科学技術基本法から科学技術・イノベーション基本法への法改正の問題点」(報告:菅原建二)

昨年6月、科学技術基本法が25年ぶりに改正され、名称も科学技術・イノベーション基本法となった。科学技術基本法は全19条であるが、改正法ではイノベーションに関する3条が新たに追加され、全22条となった。また、ある条文では項目数も増加し、第19条以外の全条文にイノベーションに関する文章が追加され、内容は大幅に拡張した。

本論文は改正の問題点を条文に即し詳細に論じている。

- ① 新1条と2条によれば、改正法のスタンスは、研究開発の成果の実用化を通じてイノベーション創出に繋げようとするものであり、裏返せば、イノベーション創出に繋がる成果を生む研究開発の重視が改正の根幹である。イノベーション創出に繋がりにくい基礎科学などは軽視される恐れがある。法律の目標も施策も変わり、科学技術基本法の趣旨を大きく変質させる法改正である。
- ② 科学技術基本法の第1条の「科学技術(人文科学のみに係るものを除く。以下同じ)の振興…」の()書きが削除された。削除は当然のことである。科学技術・イノベーション創出の活性化を図る上で人文科学分野の知見も必要であり、人文科学の動員の仕組み作りの要求に沿った法改正である。イノベーション創出の振興に関わる人文・社会科学分

野のみ優遇される危険性がある。

- ③ 新3条第1項は、「科学技術及びイノベーションの創出」が「我が国及び人類社会の将来の発展をもたらす源泉」としている。「イノベーションの創出」が人類社会の将来の発展の「源泉」というのは、極めて特異な人類史観である。
- ④ 新第3条第2項に、「学術研究及び学術研究以外の研究の均衡のとれた推進」という文言が追加された。「学術研究」の定義はなく、何と何をどんな趣旨で「均衡」させるのか明確でない。「均衡」も、50:50に近づけるか、0:100でなければよいか、「不均衡」なら是正するのか等々、不明である。
- ⑤ 新第3条第2項は、「国の試験研究機関、研究開発法人、大学等、民間事業者その他の関係者の国内外にわたる有機的な連携」を求めるとあるが、「その他の関係者」とは何か。外国、特に米国企業や米軍との連携も想定しているのか、など疑念が生じる。日米同盟下の軍事研究に取り込まれる懸念もある。
- ⑥ 第6条(研究開発法人及び大学等の責務)では、課題解決、「イノベーション」重視型の活動を「自主」の名で押し付けるもので、今後、財政誘導を始め、統合再編や管理強化等、政府の施策に積極的に組み込まれていくことに道を開くものとなる。
- ⑦ 第15条～第18条では、研究開発の推進や研究開発資金の使用に関して、「効果的かつ効率的」という定型句で規定している。「イ

ノベーションの創出」への寄与の度合いにより「効果」が測られ、「効率」が認定されることが懸念され、学術や科学・技術の調和のとれた発展を阻害するおそれがある。

- ⑧ 新第19条「成果の公開」が「成果の適切な保護及び公開」に変わり、国に必要な施策を求めている。今後、秘匿の強制や秘密特許制度の創設などの動きに厳重な監視が必要である。
- ⑨ 改正法は「科学技術の水準の向上」と「イノベーションの創出の促進」と二兎を追い、政策の根本姿勢を曖昧にし、矮小化する。「イノベーション創出促進基本法」案を、科学技術基本法と別に提案すべきであった。その労を惜しむのは関係者の自信欠乏か悪意である。

齋藤安史「Society5.0のための『大学改革』」
(報告：宗川吉汪)

はじめに

科学技術・イノベーション基本法(2020.6.17成立, 2021.4.1 施行)で大学改革を要求し、産官学共同を強力に進めたいという意図むき出しの法律。そのうち、産官軍学になる。

1) Society5.0の実現〜第6期科学技術基本計画策定

Society5.0とは、狩猟、農耕、工業、情報に続く第5の社会のことで、経団連の資料によると、目指すべきSociety5.0は、デジタル革新でサイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させた人間中心社会、ということ。本音は財界中心の権力中心社会。

2) Society5.0で求められる主要施策-人材確保と産官学連携

産学協同で人材育成をはかる協議会に財界(経団連会長など)、大学(東大総長、山極な

ど)が参加。学術会議は無用になっている。

3) 大学ガバナンス「改革」、大学再編、大学間連携

学長主導の運営、法人の長(経営)と大学の長(教学)の分離、外部の導入、経営体としての大学にするための「改革」

2020年、東海国立大学機構(名古屋大と岐阜大)

2021年、静岡国立大学機構(静岡大学工学部と浜松医大)

2022年、北海道連合大学機構(小樽商大、帯広畜産大、北見工大)

国立大学法人奈良(奈良教育大と奈良女子大)、公立大学(大阪府大と大阪市大)

大学間連携(山梨大学と山梨県立大、など)

4) ウィズ・コロナ、ポスト・コロナ時代の「大学改革」

総合イノベーション戦略2020(2020.7.16)では、学長のリーダーシップ、財源の多様化、大学連携、さらなる産軍学協同、企業からの投資と寄付の拡大、大学の自助努力が求められている。

ポスト・コロナで規制緩和し、運営費交付金の格差80~120%を60~150%にする。

おわりに

世界で最もイノベーションに適した国にするために、大学・国研を使い尽くす

感想

国のイノベーション政策における「大学改革」が述べられているが、新自由主義政策との関連における分析が弱い。大学のあるべき姿が示されていない。

参考

菅首相の施政方針演説の中のデジタル改革とイノベーションについて

デジタル改革：デジタル庁の始動/改革の象

徴／今後5年間で自治体のシステムも統一／マイナンバーカードの普及（健康保険証との一体化、運転免許証との一体化）／教育のデジタル化／官民を挙げて研究開発

イノベーション:20年近くも続く研究力の低迷は国の将来を左右する深刻な事態／博士課程学生の支援を拡大／10兆円規模の若手研究人材育成／今後5年間に政府の研究開発予算を30兆円／官民の研究開発費の総額を120兆円とし積極的にイノベーションを促す

奥山修平「解説 科学技術基本法改正の意味を考える－戦後科学技術政策史のなかで」（紹介：鈴木博之）

戦後75年を経過した今日、日本の科学技術政策は大きな曲がり角にたっている。

Society 5.0 実現のためのイノベーション創出を目指すとして、科学技術基本法が科学技術・イノベーション基本法に改正された。本論文は、この法改正の意味を戦後科学技術政策の歴史から読み取ろうとするものである。

1949 日本学術会議の発足、1956 科学技術庁設立、1959 科学技術会議設置、1967 学術審議会設置、1995 科学技術基本法制定、2001 文部省と科学技術庁の統合、そして現在の局面に至る経緯が概説され、科学研究を技術開発に従属させ、さらに科学・技術全体を企業活動であるイノベーションに収斂させる事態を明らかにしている。

日本学術会議の発足：

GHQ 主導で学術政策の審議機関として日本学術会議が発足し、科学者自身の選挙による会員選出法をとり、第1回総会1949で平和声明を採択したが、同時に政策協議機関としての科学技術行政協議会も設立されて、科学・技術のあり方をめぐる、科学者の自主的

な提言と政府・経済界の政策との矛盾・対立がこれ以後の戦後の科学技術政策をめぐる議論の基調となってゆく。

科学技術庁の発足：

講和条約締結でGHQによる研究規制が解除され、財界の支援の下に総理府外局として「科学技術庁」が設立されて、科学・技術の一元的統括を目指した。学術会議の答申を受け止めることを任務とした「科学技術行政協議会」は消失し、学術会議の軽視が次第に強まる。

科学技術会議の発足：

正力松太郎（原子力委員会委員長兼任）の提案により、総理大臣が議長、関係閣僚4名と有識者4名からなる科学技術会議が発足し、文部省の伝統的な大学・学術政策と、政府・財界の求める科学技術政策との微妙な「棲み分け」が崩壊してゆくことになる。

学術審議会設置と日本学術振興会の改組：

大型研究プロジェクト構想に対応するためとして1967学術審議会設置（文部大臣の諮問機関）、30人の学識経験者で構成、学術振興に関する施策の提言。学術会議が担ってきた領域で学術会議の役割を削ぐものであった。1967日本学術振興会を財団法人から特殊法人へ改組。国際学術交流への対応が名目だが、ここでも学術会議の基本任務への介入がみられる。これまでは直接的には統制されてこなかった学術研究が、学術審議会と学術振興会による誘導的研究費政策の影響を受けることになった。

科学技術基本法の制定：

バブル崩壊後の経済低迷期に科学技術立国論が再主張されて1955「科学技術基本法」が制定されるが、研究者の視点から政策内容のチェックするシステムは不在。また、科学

技術会議が5年ごとに基本計画を策定することとされて政権の意向が強く反映されるようになる。

文部省と科学技術庁の合併：

2001年の中央省庁等改革で文部省と科学技術庁が合併して文部科学省となる。学術審議会は科学技術・学術審議会となる。「科学技術会議」は「総合科学技術会議」と改称、経済財政諮問会議とならぶ「重要政策に関する会議」の位置づけ。なお、2003国立大学法人法の制定で、大学運営に学外者を加えるとして文部官僚などが大量に大学役職者となる。運営費交付金の毎年1%削減と競争的研究資金の拡充で格差問題が顕著となる。

イノベーション論と科学・技術：

イノベーション論が研究開発の芽を広く外部に求めるオープン・イノベーションとして展開され、バブル崩壊後の企業業績の悪化の中、企業の研究開発機能が低下する時期に主張されたもので、研究開発費は大学や研究機関に依存し、リスクはベンチャーに、利益

は当該分野の支配的企業。短期的な経営指標を改善するために、長期的展望に立たざるを得ない研究開発部門を縮小する流れと結合した。

「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」2008施行：産官学連携による基礎的な研究開発からその成果の実用化までの一貫した取り組み。大学や国公立研究機関の研究開発は、産業界による実用化をゴールとして進める。総合科学技術会議は総合科学技術・イノベーション会議と改称。「科学技術の振興」は「科学技術の成果の実用化」のためのものに転化した。官邸主導型運営がすすみ、その総仕上げが今回の科学技術基本法の改正である。

おわりに：

今回の基本法改正によって、大学や国公立研究機関はイノベーションというゴールへ向かう研究を強いられることになる。「金の卵を産むガチョウの腹を切り裂く愚行」とならなければ、と願うばかりであると著者は書く。

JSA について思うこと

代表幹事・宗川吉汪

今回のコロナパンデミックは第二次世界大戦以来の世界史的な大事件です。今のJSA全国幹事会には、残念ながらその認識が欠けているようです。政府や自治体、医師会、政党はあれこれの対策提言を行なっていますが、JSAに求められているのは、そのようなアドホックな提言ではありません。もっと地球規模の世界史的観点での考察・提言が求められています。

昨年のJSA全国大会で、大会決議案起草委員会は、京都支部幹事会から提起した大会決

議案「ポストコロナの新しい社会の実現をめざして」について、「本決議案は、文案のほぼ全体にわたって問題点が指摘され、採るべき骨子となる主張が残りませんでした。」として大会決議案として取り上げませんでした。こんな乱暴な議論はJSA始まって以来のことです。JSAはどこかで大きく変質したようです。

起草委員会と京都支部幹事会との見解で大きく異なる点は、新自由主義に対する見方でした。京都支部案は、今回の新型コロナウ

イルスパンデミックをもたらした主な原因が世界を席卷している新自由主義にあると見ています。この見方は、今や多くの識者の見方でもあり、いわば常識化しています。常識から外れた JSA 全国幹事会は一体どこに向かうのでしょうか。

第二次世界大戦後の科学者運動は、科学者の戦争加担の反省を原点としています。JSA は、戦争放棄・基本的人権を柱とする平和憲法のもと、科学を人類に役立て発展させていくという科学者の社会的責任を旗印に 1965 年 12 月に創立されました。

JSA は、①日本の科学の自主的・民主的発展と普及、②科学者の生活と権利の擁護、研究条件の向上、研究体制の民主化、学問と思想の自由の擁護、③分野間交流、国際交流、④科学の平和・福祉の利用、平和・民主団体との連帯、⑤若手科学者の育成、などを目的として掲げています。

JSA の会員は、研究者、教育者、技術者、医師、弁護士、大学院生など科学の携わる者で、会員の多くは、JSA の他に専門分野の学協会あるいは団体に所属しています。現役世代の会員は、大学などの職場をもち、それぞれの場で JSA の目的に沿った活動を展開することが期待されました。

JSA は個別分野の専門家の学会とは明らかに性質が違います。専門学会では、学会活動（学会発表、学会誌掲載など）が会員個人の業績に直接つながりますが、JSA では必ずしもそうではありません。若手会員の中には JSA 会員であることを職場で秘密にしている場合すらあります。

世界的なコロナパンデミックに遭遇して、京都支部は、JSA 活動の本筋にそって、パンデミックの起きた原因を分析し、現在の野放

図な世界的新自由主義経済がその大元にあるという見解に達し、JSA 全国大会でも JSA の見解として発表するように提案しました。ところが、上に述べた経緯でボツにされたのです。さらに全国事務局長の提案に沿ってさらに新しい決議案を提案しましたが、全国幹事会は未だにまともに取り上げようとしていません。

全国幹事の中には、京都支部の決議案は「社会体制の全面的変革の運動に参加せよと提起しているのに等しく、学会としての JSA が、現行会則の範囲内で幹事会において決議できる内容ではないと思います」という見当違いの意見さえ出るようになりました。

京都支部案のどこをどう読むと“社会体制の全面的変革運動の提起”になるのでしょうか。JSA は「学会」だから“体制問題”を取り扱ってはいけない、とでもいうのでしょうか。JSA が新自由主義の転換を主張して何故いけないのでしょうか。JSA はいつからそのような「学会」になったのでしょうか。もし本気で全国幹事会が体制批判はすべきでないと考えているのなら、JSA の存在そのものが問題になってきます。

多くの論者も指摘するように、コロナパンデミックや地球温暖化は明らかに新自由主義の産物です。われわれが新自由主義、そしてその大元である資本主義のくびきを断ち切らない限り、将来、何度でも新たなウイルスが人類を襲い、その度にウイルスパンデミックに見舞われることになるでしょう。人類が生きのびるためには、「資本家の国家」を「われわれ市民の社会」に変え、自然豊かな地球をとり戻さなければなりません。このようなメッセージを真剣に受け止めるべき時代にわれわれは遭遇しているのではないのでしょうか。

学会会議は、いま、国家権力の圧力にさらされ、日本の学問の自由が脅かされています。菅自公政権は本気になって学会会議を潰そうとしています。大学は産軍学共同の大波にさらわれそうになっています。大学の自治も崩壊の危機にあります。コロナ危機にあつて社

会体制そのものが問われています。われわれ科学者がそれにどう立ち向かうのか。JSAが、現状を変革したいと願う進歩的科学者の組織たりうるのか否か、JSAの真価が問われています。

寄稿： 震災復興とコロナ禍とオリンピック

左近拓男

私の手元には週刊誌があります。週刊金曜日2018年4月20日号。特集のタイトルは「東京オリンピックなんて大っ嫌い！」。久米宏とピーコが対談形式でオリンピックを評論しています。久米氏は「五輪は福島原発事故に対する目くらましだと思っている」「『被災地・東北に勇気を与える』。これが第一義の理由だったけど、僕は「東京でオリンピックをやると東北の人が勇気をもらえる」という理屈が、どうしても理解できなかった。」。東京のオリンピック施設の開発に伴う下請け業者の過労の問題や、再開発による下町の衰退など、弱者へのしわ寄せ、福島のアンダーコントロールにも言及しています。ピーコ氏は、「なんかオリンピックって『戦争の代わり』みたいな感じしない？ どこが勝ったとか、メダルをいくつ取ったとか。」。それに答えて久米氏が、「あの戦争（太平洋戦争）の真っ最中に『この戦争は間違っている』なんて言おうものなら非難轟々だったのと同じなんだよ。一度決まったことにはクレームつけちゃいけないっていう日本人のメンタリティ。変だよ。今、オリンピック反対だってはっきり言う人、あんまりいないもんな。」。この号の他の記事でも、広野町議員の阿部氏は、「（聖火リレー誘致やJヴィレッジ再整備など）被災

地での復興五輪はハコモノ中心。『地元・被災地の要望』が悪用され、根拠にされている」。いわき市議員の佐藤氏は原発の廃炉作業とオリンピックを合わせて、「除染や廃炉など復興産業と称して新しい労働者などを住まわせる。これは植民地のような政策であり、東京オリンピックはその「植民地政策」を強化することにはほかならない。」「被災自治体が（復興五輪に）乗っかれば、被災者置き去りの人災「復興災害」と「オリンピック災害」がダブルで襲来する可能性がある。」と警告しています。また、日本展示会協会理事の堀さんなどは、東京ビックサイトがオリンピック期間前から20ヶ月以上も封鎖されることに触れ、中小企業は展示会を行うことで国内外の企業やユーザに直接宣伝できるが、その機会が奪われれば、中小企業は大打撃を被ることを指摘しています。今までは2018年4月時点の問題ですが、現在も収束が見えないコロナ禍で果たしてオリンピックをやることができるのか危ぶまれます。選手数1万1千人、それを支えるボランティア約8万人。たとえ無観客でやったとしても海外からだけでなく国内の人の移動や接触が増大します。PCR検査や病時の対応も必要となるために、今でも重症者への対応が追いつかない現状で、さらに市民の重

症難民が増えないか心配です。マスコミも大手新聞社がスポンサーになっている手前か、中止や延期の話は控えめ、不祥事が起こってボランティアやランナー辞退者が出て一時的という政府見解を鵜呑みにして流しているような気がします。マスコミはスポンサーが大事なのでしょう。さらにTV放映権もあるので、是が非でもやらないといけないと政府や国会議員さんたちは思っているのでしょう

か。経済活動優先でこのままオリンピックをやったら、「本当の」コロナパンデミックが日本で起こらないか心配です。戦争時には反対すれば非国民でした。けれども今では違います。学者や評論家、そして市民がSNSや雑誌を使って意見を述べています。私たちもそういう声をよく聞いて、オリンピックについて今一度考えなければならぬと思います。

2～3月の支部関連行事の案内

1. 原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会(ZOOM)

日時：2月13日(土) 19:00～

2. 2月読書会(ZOOM)

日時：2月18日(木) 15:30～17:30

内容：JJS2021年1月号「内部被ばくと核兵器廃絶」

高橋論文(清水)／井戸論文(近藤)／宗川論文(宗川)

3. 第10回京都支部幹事会(ZOOM)

日時：2月18日(木) 18:00～20:00

4. 満洲第731部隊軍医将校の学位授与の検証を求める会 役員会

日時：2月19日(金) 14:00～

場所：京都支部事務所

5. JSA全国幹事会(ZOOM)

日時：2月21日(日)

6. 福島甲状腺がんの真相を明らかにする2・23シンポジウム(ZOOM)

日時：2月23日(火・祝) 13:30～17:00

7. JSA近畿地区会議(ZOOM)

日時：2月28日（日）13:00～16:00

8. 3月読書会（ZOOM）

日時：3月18日（木）15：30～17：30

JJS 2月号特集「持続可能な社会のためのベーシック・インカム」

小沢修司氏（特集まえがき・キーワード解説執筆）が出席予定

（注）ZOOM参加の連絡先は宗川（sokawa@snr.kit.ac.jp）まで

◆◆◆ 支部幹事会・ワーキング会議だより ◆◆◆

第9回幹事会ZOOM（1月26日）、緊急ワーキング会議（1月21日）、第9回ワーキング会議ZOOM（2月5日）の報告です。緊急ワーキング会議では支部財政の逼迫状況が報告されました。

1. 会員の現況（2月1日現在）

一般会員 202, 特別会費会員 3, 家族割り特別会費会員 3, 若手会員 7,
若手特別会費会員 10（会員合計 225）、読者4

2. 会費納入状況（1月26日現在）

2020年度納入者：一般184/202, 特別3/3, 家族3/3, 若手2/7, 若手特別6/10
2019年度未納者：一般3名, 若手2名, 若特1名
2018年度未納者：一般2名, 若特3名

3. 会計報告：1月

2020年度累計		2020年度1月決算	
収入累計	1,619,276円	1月收入合計	88,168円
支出累計	2,412,087円	1月支出合計	227,765円
収支累計	-792,811円	1月分収支	-139,597円
前年度繰越金	1,269,795円	前月繰越金	616,581円
1月末残高	476,984円	1月末残高	476,984円

4. 支部財政について

年度末にかけて2月分と3月分の2カ月間の諸経費の支払い（見込み額、50万円）をしなければなりません。加えて、2018年度後期と2019年度前期の支部活動費（35万

円)が未払いです。合計85万円になり、このままでは今年度末で赤字になることは必定です。(現在手持ち残高50万円足らずです。上の1月末残高を参照してください。)当面の打開策として以下のことを考えています。

- i. 事務所賃料の削減(国土研のご好意で現状の家賃年額52万円が30万円になった。ただし、この効果が出てくるのは来年度以降)
- ii. 幹事の皆さんにカンパをお願いする。
- iii. 幹事に支給する支部活動費の支払いを待ってもらう。
- iv. 全国会費の前納を当月払いにする。
- v. 運営経費の削減に努力する。(この効果が出てくるのも来年度以降)
- vi. 未納会費の徴収に努力する。

5. **ポスト・コロナに関する京都支部決議案について**

新京都支部案を全国事務局長あてに送付しましたが(2020.12.14)、全国幹事会から誠意ある回答が未だありません。JSA全体の運営に関わることで、大変危惧される事態です。

6. **1月～2月の支部関連行事(支部ニュース1月号発行～2月号発行)**

1月13日(水)支部ニュース1月号発行, JJS 2月号発送

1月21日(木)緊急ワーキング会議(ZOOM)

1月26日(火)1月読書会(ZOOM)

1月26日(火)第9回京都支部幹事会(ZOOM)

1月29日(金)原発事故による甲状腺被ばくの真相を明らかにする会 検証委員会(ZOOM)

2月 5日(金)第9回ワーキング会議(ZOOM)

2月12日(金)支部ニュース2月号発行, JJS 3月号発送

(文責・宗川)